



あんなが

平成25年

Vol.85

4月1号



新島襄・八重子展開催中

新島襄・八重子展が旧碓氷郡役所にて開催されています。6月2日(日)までは「誕生から出会い」、6月4日(火)から12月23日(月・祝)までは「結婚から終焉」という2つのステージで構成されています。ぜひご来場ください。

主な内容

- P 2-3 新島襄ヒストリートを歩く
- P 4-5 予防接種公費助成のお知らせ
- P 6 年に1度の健康チェックを

市長対話の日

4月20日(土) 支所 市民サロン
 5月25日(土) 本庁 市民ロビー
 午前10時～正午(受付は午前11時まで)

人口と世帯

住民基本台帳人口(2月末日現在)

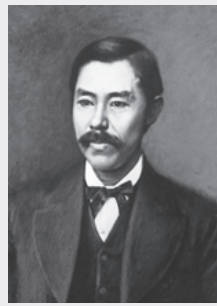
日本人住民			外国人住民			合計
男	女	計	男	女	計	世帯数
30,323	31,509	61,832	174	247	421	24,312

新島襄ヒストリートを歩く

「八重の桜」放送記念特集 安中観光まち歩きコース

新島 襄

1843年(天保14年)、安中藩士の子として江戸・神田に生まれました。21歳で渡米しキリスト教徒となりました。帰国後父母の住む安中へ帰郷し、キリスト教を伝道しました。



襄は、安中藩主板倉勝明侯の感化を受けましたが、襄自身も安中にキリスト教の教えを伝えるなど、安中の文化に多大の影響を残しました。襄の影響を受けた安中の文化人には、湯浅治郎、湯浅半月、海老名弾正、柏木義門、千木良昌庵などがいます。また、碓氷社でも社員教育にキリスト教の教えを採用していました。

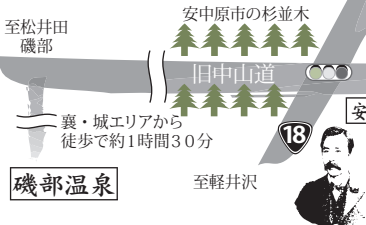
その後、襄は、京都で八重と出会い結婚。同時期に同志社英学校を設立してキリスト教を基にした人格教育を行うことに全力を尽くし、1890年(明治23年)1月23日に神奈川県の大磯で47歳でこの世を去りました。

観光ボランティアガイド



市観光ボランティアガイドの会 田中榮会長

新島襄ヒストリートは、「八重の桜」の放映が決定されたことにより設定されました。このコースは、襄を知る上で重要なポイントとなっております。また旧碓氷郡役所では、「新島襄・八重子展」も開催しており、市内外からの観光客でにぎわいを見せております。市観光ボランティアガイドとしても全力を注ぎ皆さんに感動を与えられるよう努めます。ぜひお越しください。



約3キロのコースは、見学時間を含め2時間弱！
軽い運動をしながら楽しめますよ！
歴史や季節を感じながら歩きましょう！！



安中観光キャンペーンレディー
萩原真奈さん 千本美穂子さん 多胡満里絵さん

① 安中教会



現在の日本キリスト教団安中教会の礼拝堂は、正式には、「新島襄記念会堂」といい、1919年(大正8年)に新島襄先生百天30周年を記念して建てられました。群馬県で最初のキリスト教会であるとともに、日本人の手で創立された日本で最初のキリスト教会でもあります。

※教会の見学には3週間前までに予約が必要です。
※土・日曜日の13時~17時までは敷地内に入ることができます。

地図上のA~Kは、もう一つのまち歩きコース、「安中城址ヒストリート」です。こちらもぜひお楽しみください。

② 旧安中藩郡奉行役宅



古くは安中藩主板倉勝明(いたくらかつあきら)の側近の山田三川(1804~1862)が住んでいたと伝えられ、おおよそこの頃の建築と思われます。この建物は平成5、6年度に古図面と建物に残る痕跡を元に当時の姿に復元したものです。

③ 武家長屋



安中城内には家臣の屋敷が建ち並んでいましたが、その一部は長屋でした。この建物は安中城西門のすぐ東にあり、建築当初は四軒長屋でしたが、そのうちの三軒だけ現存していました。現在は修理復元され、四軒長屋として公開されています。

500m
約7分

④ 妙光院



襄の祖父弁治(1870年没85歳)と弟雙六(1871年没25歳)が眠る。安中藩主板倉勝明(いたくらかつあきら)の次女、瑛(えい)の墓もあります。

400m
約5分

⑤ 有田屋・便覧舎址



襄夫妻が泊まった由緒ある醤油屋である有田屋。便覧舎は、民間人の創設では全国で最初の図書館です。1887年(明治20年)の火災で全焼してしまい、現在はその存在を示す「碑」があるだけとなっています。

300m
約2分

A 旧碓氷郡役所



「新島襄・八重子展」が開催されています。襄・八重の誕生からの生涯をパネルでわかりやすく展示しています。また、福島県復興支援品や書籍なども販売されています。



「安中お買物サービス券 J&Y」を配布中！
市内の飲食店や菓子店などで割引サービスなどが受けられます。

⑦ 新島襄旧宅



襄の父母の家であり、1874年(明治7年)にアメリカから帰国した際に襄と父母がここで再会しました。日本での活動を始める第一歩となった場所でもあります。1963年(昭和38年)に移築し、その遺品や関係書類、写真などを収集して展示しています。

1,000m
約15分

⑥ 龍昌寺



襄がアメリカより帰国後、1878年(明治11年)に初めて説教をした寺。参道に108の梵鐘が並んでいます。また、安中藩主板倉勝明(いたくらかつあきら)に仕えた山田三川の墓もあります。襄に函館のことを教えたのはこの山田三川だと言われています。

その場その場の
雰囲気
がとても素敵！
(萩原)

安中教会の独特な
雰囲気のある
佇まいが印象的！
(多胡)

もう一度コースを
巡りたい！(千本)

予防接種公費助成のお知らせ

定期予防接種のお知らせ（平成25年度より）

- 任意予防接種から定期予防接種（接種を受けるよう努めなければならない）になります。
- ・ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種
- ・ヒブ（Hib）予防接種
- ・小児用肺炎球菌予防接種
- 公立小学校などで行っていた集団接種から医療機関での個別接種に移行します。
- ・二種混合予防接種
- 接種対象者▼下表のとおり
- 市内指定医療機関▼次頁のとおり
- 持参するもの▼予診票・母子手帳・保険証

予診票の配布方法

- ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種
標準的接種期間である中学1年生に相当する年齢の女子には3月下旬に郵送しました。
 - ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種
基本的には、出生届け出時・転入時に窓口で配布します。
 - 二種混合予防接種
接種対象者には、3月下旬に郵送しました。
 - 成人用肺炎球菌予防接種
市内の指定医療機関に予診票が置いてあります。
- 接種対象者でお手元に予診票がない人は、本庁健康づくり課または支所保健福祉課の窓口で配布しますのでお申し出ください。

市内の予防接種指定医療機関

ワクチン接種の際には予約が必要になりますので、ご注意ください。

医療機関名(50音順)	電話番号	ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん)	ヒブ	小児肺炎球菌	二種混合	成人肺炎球菌
アミヤ医院	385-1511	○	○	○	○	○
有坂内科医院	381-0485	×	×	×	×	○
いのうえ整形外科・内科クリニック	380-1717	○	×	×	×	○
いわい中央クリニック	381-2201	○	○	○	○	○
上杉医院	381-0448	×	×	×	×	○
大貫クリニック	380-1181	○	○	○	○	○
おにかた医院	385-1351	○	○	○	○	○
くろさわ医院	393-5311	○	○	○	○	○
公立碓氷病院	385-8221	○	○	○	○	○
櫻井内科医院	385-8551	○	○	×	○	○
正田病院	382-1123	○	×	×	○	○
城田医院	385-7858	○	×	×	×	○
須藤病院	382-3131	×	×	×	×	○
田口医院	393-1731	○	○	○	○	○
武井内科循環器科	393-1005	○	○	○	○	○
ながしま小児科	382-6063	○	○	○	○	×
永山医院	381-0314	○	○	○	○	○
半田内科医院	385-6031	○	×	×	×	○
藤巻医院	393-1324	○	○	○	○	○
堀口医院	381-0229	○	×	×	×	○
本多病院	382-1255	○	○	○	×	○
松井田病院	393-1301	○	×	×	○	○
みやぐち医院	384-1126	○	○	○	○	○
茂木内科医院	382-2510	○	○	○	○	○

※市外の医療機関でも接種は可能です。ただし、実施しない医療機関や、公費助成の対象にならない医療機関もありますので、詳しくは受けようとする医療機関へ直接お問い合わせください。
※成人用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成は、市内の指定医療機関のみとなります。

予防接種名	接種対象者年齢	標準的な接種期間	助成額
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種(※1)	小学校6年生～高校1年生に相当する年齢の女子(3回接種)	中学1年生に相当する年齢	接種費用 全額 15,939円/回
ヒブ(Hib)予防接種(※2)	生後2カ月以上生後60カ月に至るまで	・初回接種開始は、生後2カ月～生後7カ月に至るまで ・追加接種は、初回接種終了後7カ月～13カ月までの間	接種費用 全額 8,852円/回
小児用肺炎球菌予防接種(※2)	生後2カ月以上生後60カ月に至るまで	・初回接種開始は、生後2カ月～生後7カ月に至るまで ・追加接種は、生後12カ月～生後15カ月に至るまで	接種費用 全額 11,267円/回
二種混合予防接種	小学校6年生に相当する年齢(平成13年4月2日生～平成14年4月1日生)	平成25年4月1日～平成26年3月31日にお受けください。	接種費用 全額 5,100円
成人用肺炎球菌ワクチン予防接種	接種日時時点で75歳以上となる人	過去に予防接種を受けたことがある人は、接種から5年以上経過して医師が必要と認めた人	1,000円(1回のみ) (※3)

- (※1) ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種ワクチンには、「サーバリックス」と「ガーダシル」があります。どちらにするかは、医療機関で相談してください。
- (※2) 接種開始の月齢により接種回数異なります。
- (※3) 医療機関には、接種費用から1,000円を引いた額をお支払いください。

日本脳炎予防接種

特例措置対象者が平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人に拡大されます。
特例措置対象者は、未接種分については20歳未満まで接種することができます。
(ただし、第2期の接種については満9歳以上)



問合せ▼
本庁健康づくり課予防係
(☎内線1172)

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

年に1度の健康チェックを

日帰り人間ドック募集のおしらせ

市では、安中市国民健康保険の被保険者および市内に住所を有する後期高齢者医療制度の被保険者を対象に「日帰り人間ドック」を実施します。ご希望の人は次によりお申込みください。

なお、この人間ドックを受診すれば、特定健康診査〔後期高齢者健康診査〕を受診したことになります。75歳未満の人で内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に該当すると判定された人には、後日、特定保健指導利用券と利用案内をお送りしますので、必ず特定保健指導を受けてください。

対象者▼

- ① 国民健康保険人間ドック：昭和53年3月31日以前に生まれた国民健康保険加入者で、国民健康保険税を完納している世帯の人（1世帯2人まで）
 - ② 高齢者人間ドック：市内に住所を有する後期高齢者医療制度加入者で、後期高齢者医療保険料を完納している世帯の人（1世帯2人まで）
- ※①・②ともに平成25年4月1日現在で該当している人が対象。

自己負担金▼14,000円

※医師が必要と認めた場合、眼底検査を実施しますが、自己負担金は同じです。

※50歳以上の男性については、人間ドック負担金とは別に5000円（70歳以上は無料）を負担していただく。と、前立腺がん検診が同時に受けられます。

定員▼

- ① 国民健康保険人間ドック：700人
- ② 高齢者人間ドック：180人

受診期間▼

6月3日（月）～11月29日（金）

※40歳未満の人・75歳以上の人は12月まで。

検診機関▼下表のとおり

受付場所・期間▼

○安中保健センター1階・支所住民課

4月16日（火） 午前10時～午後6時

○本庁国保年金課・支所住民課

4月17日（水）～24日（水）

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日を除く

受付時に持参するもの▼

国民健康保険人間ドック・高齢者人間ドックともに受診する人の保険証・印鑑

注意事項▼

検診費助成が決定した人でも、検診日当日までに、安中市国民健康保険の資格を喪失した場合、または後期高齢者医療制度加入者で市外に転出した場合は、受診できません。

安中市国民健康保険特定健康診査または後期高齢者健康診査との重複受診はできません。万一、重複受診した場合には、特定健康診査または後期高齢者健康診査の費用を全額負担していただきます。

平成25年度安中市人間ドック実施協力医療機関

医療機関名	住 所	電話番号
アミヤ 医院	原市1431-3	385-1511
有坂内科 医院	安中1-29-1	381-0485
公立碓氷 病院	原市1-9-10	385-8221
正田 病院	安中1-16-32	382-1123
須藤 病院	安中3532-5	382-3131
田口 医院	松井田町松井田372	393-1731

医療機関名	住 所	電話番号
藤巻 医院	松井田町松井田556	393-1324
堀口 医院	安中2-9-15	381-0229
本多 病院	鷺宮205-1	382-1255
松井田 病院	松井田町新堀1300-1	393-1301
みやぐち 医院	原市3875	384-1126

(50音順)

問合せ▶本庁国保年金課国保係（☎内線1113）・支所住民課税務保険係（☎内線2160）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
イノシシ	224	409	344	430
アライグマ	31	76	39	104
ハクビシン	88	88	74	118
二ホンザル	24	27	15	8

野生動物による

被害を防ぐには

市では平成24年4月から11月の狩猟解禁までの間に有害鳥獣捕獲隊のご協力を受け、主に以下の野生動物が有害鳥獣駆除として捕獲されました。

これから暖かくなるにつれ、野生動物の動きが活発化してきますので、農作物の被害や住民の皆さんの安全のためにも次のことにご注意ください。

被害を防ぐには

1. 野生動物が近寄らない環境を作る

●人間にとって商品価値のないものや、くず野菜でも野生動物にとっては立派な食料です。たとえ自宅の敷地内でも食べられるような所に置かないよう心がけましょう。またごみステーションなどに出す際も回収日の朝に出しましょう。

●収穫後、野菜、果樹類などは枝を切つて、新たな実ができないようにする。また畑の隅などに放置果樹を無くしましょう。

●イノシシが食べられる場

所に生ごみなどを放置したり捨てないようにしましょう。

●またイノシシは、ミミズや沢ガニなども大好物です。畑などに撒いた堆肥や草刈りを施した跡地などに出没することもありますので十分ご注意ください。

2. 野生動物を近づけない

●住居や物置などにハクビシン・アライグマなどに住み家を作られないよう気を付けましょう。また人家付近の耕作放棄地などはイノシシなどの野生動物にとっては絶好の住み家になりますので適切な

管理が必要です。

●夕方から早朝にかけては活動が活発になります。冬期は特に暗くなるのが早いので外出の際は懐中電灯や音の出るものを携帯しましょう。

●また、むやみに威嚇することは大変危険な行為です。出会ってしまった際には速やかにその場を離れましょう。

3. 有害鳥獣被害減少への協力をお願いします

●現在、安中市では狩猟期間外において有害鳥獣捕獲隊の皆さんの協力により、適正な捕獲を行っているところですが、有害

問合せ▼
谷津庁舎農林課林政係
(☎内線3215)
支所産業建設課農林係
(☎内線2131)

●駆除だけではどうしても完全な被害の減少という訳にもいかず、捕獲檻設置場所などにも安全上制限がある場合も想定されるため、住民の皆さんでの自己防衛もお願いいたします。また農作物被害に対する防除資材補助制度もありますので購入前にご相談ください。

●平成22年度の制度改正により狩猟免許所有者(わな猟)の申請において、自己所有の農地および管理地に限り捕獲檻での捕獲申請が狩猟期間以外でもできるようになりました。狩猟免許取得に関する補助制度の他、捕獲資材購入補助もありますのでお問い合わせください。

イノシシ ~餌があればどこまでも~



野生の寿命は10~15才。子どもを春に産み栄養状態がよければ非常に繁殖力が高くなります。非常に頭がよく、学習能力は犬なみ。音、光、においにはすぐ慣れます。夜行性ではないのですが、とても臆病であるため、人のいない夜間に活動します。耕作放棄地や、遊休農地は絶好の住み家です。山に居場所がないからイノシシは来るのではありません。里に美味しいものがあるから来るのです。

アライグマ・ハクビシン ~人間の身近に生息~

イノシシと同様に子どもを春に産み、廃屋や倉庫、まれに人家の屋根裏などに住み家を作る。主に夜行性で手先が器用であるため、防護柵などでは防ぎきれない場合もあります。食性は雑食性で人間の食べるものであればほとんどのものを食べます。

申請はお済みですか？

市では下表のとおり、児童・福祉の手当を行っております。手当の支給要件を満たして、まだ申請していない人は手続きをしてください。

手当名・問合せ	支給対象者
児童手当 本庁子ども課子ども育成係 (☎内線1164) 支所保健福祉課福祉子ども係 (☎内線2154)	15歳の誕生日以降最初の3月31日までの、日本国内に居住する(海外留学を除く)児童を養育している人 次のような場合も支給対象となります ○両親が離婚協議中で別居している場合は、児童と同居している人 ○父母が海外に居住している場合は、父母が指定する人(父母指定者) ○児童が児童福祉施設に入所している場合や里親に委託されている場合は、児童福祉施設の設置者や里親 ○未成年後見人 ※公務員の人は勤務先で手続きしてください ※現在手当を受給している人は6月に現況届が必要となります
児童扶養手当 本庁子ども課子ども育成係 (☎内線1163) 支所保健福祉課福祉子ども係 (☎内線2154)	18歳の誕生日以降最初の3月31日(政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満)までの児童を養育している父または母、父母に代わって養育している人で、次の項目に1つでもあてはまる人 ○父母が離婚 ○父または母が死亡 ○父または母が重度の障害(国民年金1級程度) ○父または母の生死が不明 ○父または母から引き続き1年以上遺棄 ○父または母が裁判所よりDV保護命令を受けている ○父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている ○未婚の母の子(父から認知された児童も対象) ○父母ともに不明(孤児) ※児童が児童福祉施設などに入所している場合や、対象児童・父または母・養育者が公的年金や遺族補償を受給できる場合などは、手当が支給されません ※現在手当を受給している人は8月に現況届が必要となります
特別児童扶養手当 本庁子ども課子ども育成係 (☎内線1163) 支所保健福祉課福祉子ども係 (☎内線2154)	精神または身体に一定の障害がある20歳未満の人を養育する父母、または父母に代わって養育している人 次の条件に該当する場合には、手当が支給されません ○児童福祉施設などに入所している場合 ○障害のある児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できる場合 ※現在手当を受給している人は8月に所得状況届が必要となります
障害児福祉手当 本庁福祉課障害福祉係 (☎内線1154) 支所保健福祉課福祉子ども係 (☎内線2153)	在宅で重度の障害があり、日常生活において、常時介護を要する20歳未満の人 ※特別児童扶養手当と併せて受給できます
特別障害者手当 本庁福祉課障害福祉係 (☎内線1154) 支所保健福祉課福祉子ども係 (☎内線2153)	在宅で重度の障害があり、日常生活において、常時特別の介護を要する20歳以上の人 ※障害を事由とする障害基礎年金などと併せて受給できます

※受給資格者や配偶者、扶養義務者の前年の所得によって、手当の支給が制限されることがあります。

※詳細な支給要件、手当受給の手続きは各担当部署までお問い合わせください。

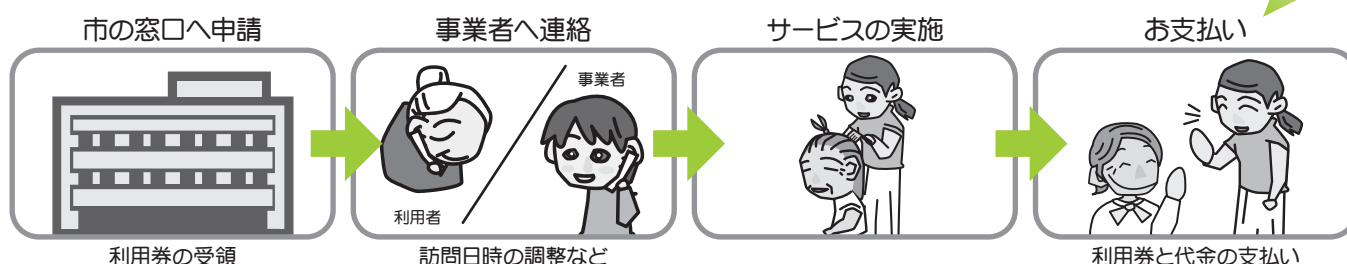
始め ます 在宅訪問 理美容サービス

このサービスは、理・美容店に出向くことが困難な在宅の高齢者や障害者に対し、自宅を訪問して理・美容のサービスを受けた際に、訪問に要する経費の一部を市が助成するものです。

<p>対 象 者</p>	<p>【高齢者の場合】(①か②どちらかに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①65歳以上の在宅高齢者であって、要介護認定における要介護度が4または5の認定を受けている人 ②要介護認定を受けている外出困難者で、1人暮らしまたは同居者があっても高齢や障害のために支援が得られない人 <p>【障害者の場合】(①か②どちらかに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害者手帳の交付を受けている在宅障害者であって、下肢機能障害、体幹機能障害、視覚障害者の1級または2級の人 ②重度の障害者手帳の交付を受けている外出困難者で、1人暮らしまたは同居者があっても高齢や障害のために支援が得られない人 								
<p>利 用 券</p>	<p>申請により利用の決定を受けた対象者には、1年度に4枚を限度とした利用券を交付します。ただし、申請した月により交付する利用券の枚数が減少します。</p> <table border="1" data-bbox="1182 1167 1442 1317"> <tr> <td>4～6月申請</td> <td>4枚</td> </tr> <tr> <td>7～9月申請</td> <td>3枚</td> </tr> <tr> <td>10～12月申請</td> <td>2枚</td> </tr> <tr> <td>1～3月申請</td> <td>1枚</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・利用券は、1回のサービスにつき1枚が使用できます。 ・利用券の有効期限は、交付を受けた年度の末日までです。 ・対象者本人以外の方が利用券を使用することはできません。 	4～6月申請	4枚	7～9月申請	3枚	10～12月申請	2枚	1～3月申請	1枚
4～6月申請	4枚								
7～9月申請	3枚								
10～12月申請	2枚								
1～3月申請	1枚								
<p>サ ー ビ ス</p>	<p>市と契約した理容組合または美容組合の組合員であって、指定を受けた事業者が自宅を訪問してサービスを実施します。申請者は、事前に事業者との連絡調整が必要になります。</p>								
<p>助 成 額</p>	<p>利用券1枚で利用料金から3,000円が差し引かれます。なお、利用料金の残金は実費負担となります。</p>								
<p>申 請 窓 口</p>	<p>【高齢者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁介護高齢課高齢者対策係(☎内線1182) ・支所保健福祉課健康介護係(☎内線2152) <p>【障害者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁福祉課障害福祉係(☎内線1159) ・支所保健福祉課福祉子ども係(☎内線2154) 								

※詳細は各担当部署(申請窓口)までお問い合わせください。

ご利用の流れ



納期内納付のご協力ありがとうございます

市税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を担っています。福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

安中市においては、大多数の皆さんが納期内に納付いただいております。納期内に納めない人がいると、財源不足となり住民サービスに支障をきたすことになるうえ、納期内に納税している人との公平性を欠くことになります。市税の納め忘れのないよう、皆さんのご協力をお願いします。

便利で確実な口座振替（自動払込）をおすすめします

「口座振替（自動払込）」は皆さんが指定した預貯金の口座から、市税・保険料などを自動的に振り替えて納付するものです。一度申し込みすると、毎年自動的に引き落としになるため、納め忘れがなく安心確実に納期限日に納付できます。

納税のためにお出かけいただく手間が省けますので、日頃お忙しく時間の取れない人や、納付場所まで行くことが困難な人にはとても便利で安心できるシステムです。

◎口座振替ができる市税・保険税など

市県民税（普通徴収）	固定資産税
軽自動車税	国民健康保険税
介護保険料	後期高齢者医療保険料
市営住宅使用料	下水道使用料
保育料	学校給食費
秋間みのりが丘地域し尿処理施設使用料	

◎口座振替ができる金融機関など

群馬銀行	群馬県信用組合
東和銀行	碓氷安中農業協同組合
みずほ銀行	しのめ信用金庫
中央労働金庫	ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行については、学校給食費の口座振替（自動払込）の手続きはできません。

◎口座振替（自動払込）に関するQ & A

Q1.申し込みはどのようにしたらよいのですか？

A1.左表の金融機関の本・支店に申込用紙を提出してください。通帳・届出印・納税通知書などが必要となります。

市内の各金融機関各支店には申込用紙が備えつけてあります。市外の支店で申し込みする際は、事前に市役所へお問い合わせください。

Q2.引き落としはいつからですか？

A2.申し込みをした月の翌月の末日の納期限分からです。

Q3.納期限日に入金し忘れてしまいました。

A3.再振替はできませんので、後日送付される「督促状兼振替不能通知」にて現金で納付してください。

Q4.固定資産税の納付義務者が亡くなりました。

A4.口座が凍結してしまうため、後日送付される納付書にて現金で納付してください。

不動産の相続が完了し、新たな納付義務者が決まりましたら再度口座振替の申し込みをしてください。

個人住民税については、事業主の皆さんは特別徴収の手続きを

◎特別徴収とは

住民税の納税義務者である従業員が納付すべき住民税を、給与支払者の事業主が毎月給与の支払時に給与から天引きし、市に納付いただく制度です。

給与から所得税を源泉徴収している事業主は、個人市県民税を特別徴収することが義務付けられています。

なお、年度の途中からでも特別徴収に切替できます。

【例】1年間に12万円住民税を支払っているAさんの場合

普通徴収	3万円ずつ4回の納期限ごとにAさん自身が納税する。
特別徴収	毎月の給与から1万円ずつ天引きされ、事業主が納税する。

◎事業主の負担にも配慮されています

特別徴収は、市から通知した税額を天引きしていただきます。所得税のように毎月税額計算したり、年末調整する必要はありません。

◎従業員に喜ばれる制度です

1年間の税額を12回に分けて納税いただくので、従業員にとって、普通徴収（年4回）と比べ1回当たりの負担が少なくなります。

◎申込方法

特別徴収届出書を提出いただくだけで手続きできます。届出書は安中市のホームページからもダウンロードできます。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

問合せ▶本庁収納課収納整理係（☎内線1082・1084）

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、下表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	4月1日(月)	時間	午後8時まで
	4月30日(火)	場所	本庁収納課

気づき つなぎ 見守り

安中地域自殺予防対策連絡会議

— 第 5 回 —

多重債務者への支援に向けて



安中地域自殺予防対策
連絡会議委員

大澤 文一

(安中市消費生活センター所長)

多重債務相談を実施してまず気づくこと、多重債務者は、借金の問題以外にも種々の問題を抱えているということ。代表的なものは、失業や低所得などの貧困問題があげられます。多重債務者の大半は、レジャーやギャンブルなどの浪費によって、無責任な借金があるのではありません。一生懸命働いているのに、低賃金や不安定雇用により、生活していくため、やむなく消費者金融に手を出してしまうという事例が多く見られます。一度借りると、高利ゆえに返済に行き詰まり、2件3件と手を出し、多重債務に陥ってしまうという悲しい現実が

あります。

多重債務対策は、「高利の金に手を出さな」と注意喚起するだけでは、簡単に解決するものではありません。ただ単に貸金業法の改正を声高に叫ぶだけではなく、多重債務者の生活再建のため、早期に相談窓口に通き、法律の専門家やセーフティネット制度の紹介などで、債務を整理することが大切となります。同時に、地方公共団体などと連携を図り、解決の糸口を見つけていく、きめの細かいサポートが重要となります。

平成24年8月に閣議決定された「新・自殺総合対策大綱」に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」というメッセージがあります。自殺は、防ぐことができる社会的な問題と位置づけられ、自殺対策とは関係者の連携による包括的な「生きる支援」であるという方向性が明確になりました。自殺の背景には、①経済的な問題、②健

康の問題、③人間関係の問題、④家族の問題など、平均4つの危機要因があると言われており、複数の要因が連鎖して、人は自殺に追い込まれます。多重債務対策は、自殺対策の一部を担う、重要な取り組みとなっています。

自殺を防ぐには、複数の相談機関による、支援の連携が重要ですが、問題を抱えている人は、支援の存在さえ知らず、孤立化して自殺に追い込まれます。目の前に手を伸ばせばつかめる場所に情報がないと、支援にたどりつけません。相談者が抱えているさまざまな問題を包括的に捉え、「生きていくための支援」を行うことが、大切ではないかと思えます。

自殺対策の初めの1歩は、漠然とした啓発ではなく、地域レベルの実践的な取り組みへ転換を図ることが、今、求められているのではないのでしょうか。

問合せ▼

本庁福祉課障害福祉係
(☎内線1154)

消費生活センターからのお知らせ

高額な布団の購入に注意

【相談事例】

●3日前「知らない布団があったら無料で回収する」と業者が訪問してきたので、以前から処分したかった布団を引き取ってもらいました。すると間もなく新しい布団を業者が運んできて「今、あなたが使っている布団は身体に良くない。この布団が軽くていい」「古い布団を引き取ったので、新しい物を買ってもらわないといけない」などとしつこく勧誘され、断りきれずに約80万円でクレジット契約しました。必要ない物を高額で買ってしまったと後悔していますが、今から解約はできないでしょうか。

【ワンツアドバイス】

訪問販売とは、業者が一方的に訪問してきて販売勧誘を行うもので、消費者にとっては不意打ち的でトラブルになりやすい面があります。こうしたことから、特定商取引法で規制されており、業者には勧誘に先立って相手に販売目的の訪問であることを明示するよう義務付けています。

こうした訪問で「無料で回収する」などと言われても、安易に頼まないのが無難と思われます。また、しつこく販売勧誘を受けても、必要なければきっぱりと断る勇氣が必要です。

もし、断り切れずに不要な契約をしてしまったら、あきらめる必要はありません。布団は特定商取引法の訪問販売に関する指定商品なので、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフにより無条件解約できます。たとえ布団を使用しても、期間内であればクーリング・オフできます。

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月々金曜日(祝日を除く)午前9時〜午後4時
問合せ▼安中市消費生活センター(☎382-2228)



ーリレー・エッセイー

男女共同参画推進委員会

第25回

ささえ合う

安中市男女共同参画推進委員会委員

神戸 孝子



「産後クライシス」と言う言葉をご存じでしょうか。私はテレビの情報番組で知りました。それは、夫婦の危機が産後に芽生え、将来的には離別に至ることもあるという話でした。

出産後、家事や育児でストレスが溜まる妻と、家事や育児は妻の仕事と思っている夫。慣れない育児などで不安定な精神状態の妻にとつては、夫の手助けや優しい言葉は、良質の安定剤になるはず。しかし、それがかなわない妻の心の奥深くに、夫に対する疑念や不信感が根付くこともありま

す。これが、夫婦間のトラブル要因になっていくのです。出産後の夫のささえが、いかに大切であるか分かります。このような状況がある中で、対策も取られています。数年前、流行語大賞に選ばれた「イクメン」という言葉があります。これは、男性の育児休暇取得率を上げ、子育てを楽しむ自分も成長するという厚生労働省のイクメンプロジェクトから生まれたも

のだそうです。現在も育児休暇の取得率は、なかなか上がってはいませんが、子どもとの触れ合いを楽しむイクメンが増えているのは事実のようです。願わくは、家事も育児も積極的にかかわって欲しいものです。誰がするのではなく、共に責任を担うコンセンサス（意見の一致、合意）が得られれば、「産後クライシス」ということは消滅することでしょう。

家庭におけるキーワードは、「ささえ合う」ことではないでしょうか。そして、「ささえ合う」ことは、身近な男女共同参画です。まずはしっかり家庭内の共同参画を進めたいものです。

安中市は、「女性も男性も自分らしく輝く安中市の実現」を目指しています。根本的な考え方（理念）が市民全体に浸透し、受け入れられたとき、住みよいまちになるのではないのでしょうか。



問合せ▼本庁企画課女性政策係

(☎内線1021)



～全国に読み聞かせの輪を～ 「全国訪問おはなし隊」が再び安中に

本の楽しさを子どもたちにとのメッセージを込め、全国を巡回している全国訪問おはなし隊が再び安中市を訪れます。本と仲良くなるいい機会です。紙芝居や絵本の読み聞かせの「おはなし会」とキャラバンカーに積載した絵本の自由閲覧を行います。皆さんぜひお越しください。

場 所	安中市図書館	松井田図書館
日 程	4月20日(土)	
時 間	午前10時～11時5分	午後2時30分～3時35分
場 所	○おはなし隊自動車見学 安中市文化センター駐車場 ○読みきかせ ホールロビー	○おはなし隊自動車見学 松井田文化会館正面玄関横 ○読みきかせ 松井田図書館わくわく一む
対 象 者	2歳から8歳くらいの子どものとその保護者	
参 加 費	無料(参加記念品有り)事前にお申し込みください。(当日参加も可能です)	
問合せ・申込み	安中市図書館 (☎381-0529)	松井田図書館 (☎393-4402)

詳細はホームページ (<http://www.kodansha.co.jp/kids/ohanashi/>) をご覧ください。

催し物ガイド

(3月14日現在の情報です。詳細はお問い合わせください。)

松井田文化会館

今月のピックアップ

初夏の映画鑑賞会「東京家族」 ～山田洋次監督50周年記念作品・ 「家族」映画の集大成～

6月の「初夏の映画鑑賞会」は**6月23日(日)**に「東京家族」の上映を予定しています。この作品は、半世紀のあいだ、その時代、時代の〈家族〉と向き合い、見つめ続けてきた山田洋次監督が描く、〈今の家族〉の物語です。今を生きる家族を通して、ご覧になれる皆さんに大きな共感の笑いと涙をお届けします。

チケット発売日・料金等詳細は、「広報あんなか 5月1日号」に掲載いたしますので、今しばらくお待ちください。



平成25年度 松井田文化会館主催事業 (12月まで)の予定について

松井田文化会館では平成25年度自主事業として、6月に「初夏の映画鑑賞会」、7月に「アコースティックコンサート」、8月に「夏休み映画会」、9月に「うすい街道寄席」、11月に「子ども向けミュージカル」、12月に「クリスマスコンサート」などを実施する予定です。

多くの市民の皆さんに楽しんでいただけるよう、年間を通して各年齢層向けに、バラエティに富んだ催し物を企画していきたいと考えています。

詳細は順次、「広報あんなか」でお知らせしていきます。

どうぞ今年度も松井田文化会館の催し物にご期待ください。お楽しみに……!!
(催し物は予定のため、変更になる場合もあります)

4月1日から5月15日までのスケジュール

小ホール スプリングコンサート
4月14日(日) 13:00開場 13:30開演
主催:松井田東中学校吹奏楽部 入場:無料

ギャラリー 花展
4月20日(土)～21日(日)
10:00～17:00(21日は16:00まで)
主催:松井田楓会池坊グループ 入場:無料

問合せ 松井田文化会館 ☎393-4400
午前8時30分～午後5時15分の間
休館日はP22をご確認ください

安中市文化センター

今月のピックアップ

平成25年度市民の茶席

伝統文化を多くの皆さんに触れていただく一環として、西毛茶道会のご協力により、「市民の茶席」を開催しています。茶道未経験の人もお気軽にご参加ください。

場所▶文化センター2階茶室

※11月は安中体育館

時間▶午前10時～午後3時

参加費▶無料

申込み▶不要



月	日	曜日	流派
4	20	土	裏千家
6	15	土	表千家流
10	19	土	江戸千家
11	未定	土	表千家流
	未定	日	大日本茶道学会
12	21	土	江戸千家
2	8	土	煎茶道東阿部流
3	1	土	江戸千家

※11月は市民展、2月はスプリングフェスティバル、3月は早春フェスティバルと同時開催です。

4月1日から5月15日までのスケジュール

ホール 静塔会発表会
4月14日(日) 10:45～17:00 入場:無料
問合せ:静塔会(☎381-1321、382-1064)
安中地区敬老会
4月18日(木) 9:30～12:00 入場:関係者
問合せ:安中公民館(☎382-7641)
群馬大正琴友の会安中支部 会員発表会「すてきな仲間コンサート」
4月28日(日) 13:00～15:30 入場:無料
問合せ:群馬大正琴友の会安中支部(☎381-2107)
第15回安中西毛地区高校演劇祭
5月4日(土) 10:00～17:00 入場:無料
問合せ:新島学園:大嶋(☎381-0240)
西毛恵謡会 民謡発表会
5月19日(日) 9:30～16:00 入場:無料
問合せ:西毛恵謡会(☎381-1056)

学習室など 市民の茶席
4月20日(土) 10:00～15:00
会場:2F茶室 入場:無料
本とあそぼう全国訪問のおはなし隊
4月20日(土) 10:00～11:05
キャラバン隊読みきかせ
会場:ホワイエ 入場:要申込み
キャラバンカー見学
会場:文化センター駐車場 入場:無料
問合せ:安中市図書館(☎381-0529)
市民パソコン教室
4月4、6、11、13、18、20、25日(木、土)
5月9日(木)
13:30～15:30 会場:2Fパソコン室
入場:無料

問合せ 安中市文化センター ☎381-0586
午前8時30分～午後5時15分の間
休館日はP22をご確認ください



生涯学習だより

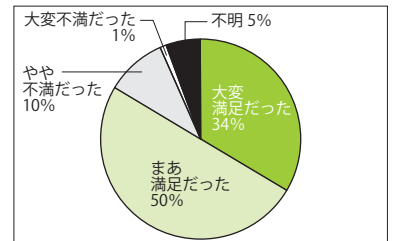
人権教育講演会アンケート結果

広報あんなか2月1日号で人権教育映画会のアンケート結果をお知らせいたしました。今回は、人権教育講演会の時に行ったアンケート結果についてお知らせいたします。講演会に参加した皆様のご意見をお聞きし、次年度以降の人権教育講演会はもとより、安中市の人権教育のさらなる推進に役立てようとするものです。今回も紙面の都合でその結果の一部を紹介いたします。アンケートにご協力いただきありがとうございました。

- 1 期日 平成24年11月30日 人権教育講演会
- 2 回収数 映画会参加者350人 回答者数255人 回収率78.0%
- 3 年齢 10代0.0% 20代9.8% 30代11.0% 40代32.2% 50代38.0% 60代7.5% 不明1.6%
- 4 性別 男49.0% 女49.8% 不明1.2%
- 5 職業 学生0.0% 会社員0.8% 自営業2.4% 公務員83.1% 主婦3.9% 無職2.7% パート・臨時5.1% その他2.0% 不明0.0%

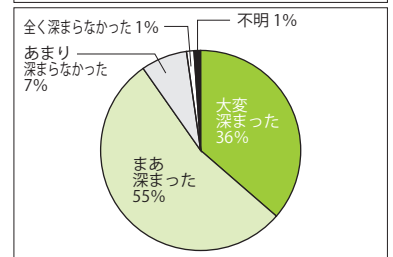
質問 「今回の講演会の内容は、満足 of いくものでしたか？」

カンボジア難民の女性による「世界には生きるために命をかける子ども達がいる」と題しての講演でした。満足度については、「大変満足だった」の回答が33.7%で「まあ満足だった」の49.8%を合わせると83.5%と8割を超える人が満足だったと回答しています。しかし、「やや不満だった」と「大変不満であった」と回答した人の合計は11.0%で1割を超える人が内容に満足していないことが判りました。



質問 「今回の講演会に参加して、人権問題についての関心や理解が深まりましたか？」

人権問題についての関心や理解については、「大変深まった」と回答した人が36.5%で「まあ深まった」53.7%と合わせ90.2%の人が深まったと回答しています。しかし、「あまり深まらなかった」と回答した人が7.5%と「まったく深まらなかった」と回答した人が1.2%いました。また、人権問題についての関心や理解に否定的な回答をした人は、この後の質問「あなた自身、または、あなたの周囲をみて、人権を尊重する意識が定着していると思いますか？」の質問に「定着していない」「わからない」と回答する人が多いことも判りました。



質問 「人権問題を解決するために必要なことは何であると思いますか。あなたのお考えをお書きください」

自由記述欄には86人の方から108件の貴重なお考えが寄せられました。意見を集計すると、概ね映画会の時と同じ傾向がみられ、「心の問題の解決」と「教育の大切さ」が挙げられます。以下多かった順にベスト5を紹介いたします。
 ①思いやりの気持ちを持つこと 24人 ②教育を受けること(広い視野、知性、教養や正しい知識を身に付ける) 20人 ③その人の立場を理解し、その人の気持ちになって考えること 13人 ④身近な人を大切にすること 8人 ⑤啓発活動の充実 6人と続きます。その他、少数意見でも今後の人権教育の推進の参考になる意見がたくさんありました。

問合せ▶生涯学習課生涯学習係(☎内線2244)

平成23年度

人権作品集「おもいやり」から

原発事故のニュースで考えたこと

安中市立松井田北中学校 二年 後藤 緑

(前号からのつづき)

私は普段の生活の中で、自分自身が周囲に流されてしまうことがなかったかを考えてみました。私は元氣な割に、自分の意見を進んで言えないときがあります。例えば、友達同士で話している時、「○○ちゃんて△△だよ」と言われると、心の中でそう思っているけど、話を合わせて、「そうだよ」と答えてしまうことがあります。そんなときは何となくスツキリしない思いが残ります。また、授業などで、多数決で議決する時、自分は違う意見でも仲の良い子と同じ意見に手を挙げてしまうことがあります。こうして振り返ってみると、私自身周囲の目を気にして、人の意見に流されてしまっているように思います。

そのように考えると、差別はしてはいけないと心ではわかっていても、私の身近なところで大震災のような恐ろしいことが起きた時、周りの雰囲気から流されることなく、正しい判断ができるか心配です。そうならないため、普段から自分の意志を強く持ち、勇気を持って自分の意見を言うようにすることが大切だと思います。そうすることによって、ぐらつきそうな気持ちも正されるのではないのでしょうか。

私は、たくさんの情報から、正しい知識を学び、正しく判断できる力を持ちたいです。そうすれば、放射能についての恐れる気持ちにも打ち勝てると思います。そして、私は、周囲の意見に流されず、正しい判断ができる強い人間になりたいです。そのために、自分の考えを勇気を持って言える毎日を通していききたいと思えます。(終わり)

問合せ▶生涯学習課生涯学習係(☎内線2244)

学習の森

だより

No. 11

『安中の100周年』

ふるさと人物伝⑨「安中草三郎」その2 学習の森 文化財係

草三郎は、安中に来て以来博打一つせず、あんものを売り歩き、困る人があればこれを助け、争いごとを仲裁したので、城下でも評判の男伊達でありました。ある時、城下の下役と旅人のけんかの仲裁をしている草三郎を偶然見かけ、これに懸想したのが藩の重役尾崎直右衛門の娘きわでした。しかし草三郎には、お歌という恋女房が既におり、かなわぬ恋でしたが、直右衛門は、娘可愛さに草三郎を侍に取り立て婿にしようとして画策します。偶々直右衛門の息子直之進が、殿様の代参で訪れた熊野神社の祭礼でお歌とすれ違った際に羽織を汚されたと因縁をつけ、「お歌の首を届けるか、草三郎が参るか」と返答を迫りました。草三郎は、お歌に「尾崎様は、お前と別れて婿になれとの仰せだが、俺が罪人であることが露見すれば尾崎様は切腹、板倉の殿様の恥となる。お前の命を俺にくれ、むだ死にならぬようお百姓衆の難儀を救う算段がある」と打ち明けました。これを聞いたお歌は、喜んで首を差し出したのでした。

この頃「年貢二年分の前納」という悪政が行われており農民が難儀をしておりますが、お歌の



平成24年度「文化財愛護ポスター」
優秀作品（敬称略）
小口季美子（松井田南中2年）

首を持った草三郎は、尾崎親子に談判し、この悪政を止めさせたのでした。直右衛門の娘きわは、自分の所業を恥じて下野尻の観音堂に入って照念尼と名乗り、お歌の菩提を弔いました。

その後、草三郎は、持ち前の侠気で、盲目の母とその娘を救い、この母娘と旧主恒川半三郎を安中に引き取り、やがて恒川の勧めにより助けた娘お常と再婚し、重太郎という息子も生まれました。

ところが平穏な日々も束の間、妻に死なれてやむなく手放した一人娘が身売りしている事を知って悲嘆に暮れる旧主恒川。これを見かねた草三郎は、娘の身請けに必要な金を工面するため、妙光院本堂再建のために板倉家が納めた三〇〇両を盗み出します。

このお話は、更に恒川父娘と久保田伝之進の子（岩次郎）を結びつけ、恒川半三郎は、親の仇は草三郎ではなく自分であると岩次郎に告白し娘を託して切腹します。親の仇を討ってお家再興を果たした岩次郎が旧主恒川の娘と夫婦になり生まれた子どもに恒川の家を継がせると聞いた草三郎は、因果応報を悟り自ら奉行所に名乗り出て、小塚原の刑場の露と消えたのでした（終わり）



平成25年度学習の森ふるさと学習館夏季企画展

富原文庫本 会津若松城下屏風

―新島八重のふるさと・会津若松の絵図の世界―

安中市在住の富原道晴氏（しろはく、古地図と城の博物館富原文庫代表）にご協力いただき、安中市にゆかりのある新島八重の生まれた会津若松に関する屏風や城下町図・城郭図などを展示します。この機会にぜひご来館ください。

開催期間▶ 4月27日(土)～9月2日(月)

場 所▶ 安中市学習の森ふるさと学習館

開館時間▶ 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

入館料▶ 一般100円 高校生以下無料（常設展示観覧料込み）

内 容▶ 富原文庫本「会津若松城下屏風」他約百点を展示します。

企画関連イベント

講演会▶ 6月2日(日)

午後1時30分～3時30分

「富原文庫本 会津若松城下屏風の調査報告」

富原 道晴氏

（しろはく、古地図と城の博物館 富原文庫代表）

会場 ふるさと学習館市民ギャラリー

受講費 200円(当日の観覧料を含む)

定員 50人

申込みは電話にて4月27日(土)より受け付けます。

6月30日(日)

『会津若松城・福島県立博物館特別展「八重の桜展」』

午前7時～午後6時30分(予定)

集合場所 安中市役所南側駐車場

参加費 7,000円(昼食料を含む)

定員 40人

募集人員を超えた場合は、6月2日(日)の講演会終了後に抽選を行います。

講演会受講者を優先します。

申込みは電話にて4月27日(土)より受け付けます。

問い合わせ先▶

安中市学習の森 ふるさと学習館
Tel.027-382-7622 Fax.027-382-7623
Mall.furusato@des.city.annaka.gunma.jp



総合計画審議会からの答申

2月8日(金)に、安中市総合計画審議会から岡田市長に対して「安中市総合計画後期基本計画(案)」の答申がなされました。この答申は市長から同審議会に諮問された内容への答申で、およそ8カ月間にわたって審議を重ねてきました。



地区別懇談会

2月1日(金)から22日(金)にかけて、市内14地区で地区別懇談会が開催されました。全地区で223人の皆さんにご参加いただき、さまざまなご意見・ご要望をお聞きすることができました。



スプリングフェスティバル

2月2日(土)・3日(日)に松井田文化会館(写真左上・下)で、9日(土)に安中市文化センターで(写真右上・下)スプリングフェスティバルが開催されました。両会場ともさまざまな体験ができる趣向を凝らした催し物が行われたり、郷土料理の試食があったりと会場を訪れた皆さんは楽しい時間を過ごしました。



節分の日豆まき

2月1日(金)に市内の保育園・幼稚園で豆まきが行われました。安中市商工会と安中市松井田商工会の青年部が鬼に扮装し、各地域の園を訪れました。園児たちは怖がりつつも鬼に元気よく豆を投げ、鬼を追い払いました。



上毛かるた大会が開催されました

1月27日(日)に、安中体育館(旧安中高校体育館)で第7回安中市上毛かるた大会が開催されました。市内13地区の予選を勝ち抜いた約150人が出場し、熱戦を繰り広げました。

【小学生の部】(敬称略)

4年以下	団体	安中地区
	個人	石塚 彩(安中)
5・6年	団体	九十九地区
	個人	松岡 奎(安中)

【中学生の部】(敬称略)

団体	九十九地区
個人	泉 はるか(九十九)

【総合優勝】(敬称略)

安中地区



市民マラソン大会

2月3日(日)にスポーツセンター周辺コースで、第38回安中市市民マラソン大会が開催され、全12部門に合計481人が参加しました。選手の皆さんはゴール目指して、一生懸命に走りました。各種目の優勝者は下表のとおりです。

(敬称略)

種目	氏名
ファミリー	生田 哲也・翔大(下磯部)
小学生の部(5・6年男子)	平柳 開夢(原市小)
小学生の部(5・6年女子)	竹井 智香(原市小)
中学生の部(1年男子)	新井 健心(第一中)
中学生の部(1年女子)	小嶋 楓(第二中)
中学生の部(2・3年男子)	武井 泉(松井田東中)
中学生の部(2・3年女子)	猿井 歩(第一中)
高校の部(高校男子)	富沢 慶司(安総学園)
高校生以上の部(女子)	岡村 和可重(野殿)
一般の部(40歳以上50歳未満)	田村 豪(上間仁田)
一般の部(50歳以上)	日部 君雄(磯部)
一般の部(年齢制限無し)	中澤 誠二(松井田町下増田)



自主防災組織結成推進講演会

2月25日(月)に、安中市文化センターで自主防災組織結成推進講演会が開催され、会場には多数の人が訪れました。この講演会は、自主防災組織の結成を推進するとともに、活動の活性化、地域防災力の向上を目的として開催されました。



安中市体育協会表彰式

2月25日(月)に、安中総合体育館で平成24年度安中市体育協会表彰式が開催されました。市のスポーツの発展に対する功労者と優秀な成績を収めた個人・団体が表彰されました。



覚せい剤等薬物乱用防止啓発活動モデル地区研修発表会

2月13日(水)に、松井田文化会館で安中地区更生保護女性会の主催による研修発表会が開催されました。活動報告や、中学生による作文発表などが行われました。平成24年度は安中地区がモデル地区として指定され薬物乱用防止啓発活動を行ってきました。



非常吹き出し実施訓練

2月14日(木)に、九十九小学校で日赤奉仕団九十九分団の主催による非常吹き出し実施訓練が開催されました。同団員と九十九小の5年生11人が参加し、吹き出し訓練のほか日赤の活動や災害時の対応方法などについて学びました。



市民綱引き大会

2月10日(日)に松井田体育館で安中市綱引き大会が開催され、小学生から大人まで20チーム218人が参加して、熱戦が繰り広げられました。各種目の優勝チームは下表のとおりです。

種目	氏名
一般男子の部	坂本 A
一般女子の部	坂本
小学生の部	九十九小
小学生交流試合の部	細野小



秋間梅林開花祭

2月23日(土)から3月下旬までの開園に伴い、秋間梅林開花祭が開催されました。会場では、梅の切り枝の配布やだんご投げ、和太鼓、八木節、箏曲などが行われ、多くの人で賑わいました。



100歳おめでとうございます

田島はまさん(下間仁田)が100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。これからもお元気に過ごしてください。



あいことは「いかのおすし」～子どもを犯罪から守りましょう～



いか…知らない人についていけない
の…他人の車にのらない
お…おおごえを出す
す…すぐ逃げる
し…何かあったらすぐしらせる
4月はさまざまな形での新生活がスタートする季節です。親にとっては事件や事故に巻き込まれないかと心配なことも増えてきます。家族で子どもの安全について考えましょう。

市民 INFORMATION
市役所
ホームページアドレス: http://www.city.annaka.gunma.jp
〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
☎382-1111 FAX381-0503
メールアドレス: kouhou2@des.city.annaka.gunma.jp

◎ 風しんの予防接種を受けましょう

産まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気にならないよう家族みんなで風しんの予防接種を受けることをご検討ください。

Table with 2 columns: 対象者 (女性妊娠前、妊娠中の女性家族、成人男性) and 対応 (予防接種をご検討ください、接種することをご検討ください)

問合せ▶健康づくり課予係係(☎内線1172)

◎ 火災が多発しています。

今年1月からの市内での火災は、3月11日現在で建物、車輛、林野、その他火災で合計18件発生しております。火災は一瞬のうちに生命や財産を奪ってしまいます。自身や財産を守るため火災予防を徹底しましょう。

◎ 住宅防火のちを守る7つのポイント

- 3つの習慣
○寝たばこは、絶対やめる。
○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用。
○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
4つの対策
○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
○寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合せ▶本庁安全安心課生活安全係(☎内線1131)

◎ 税理士会高崎支部による 無料税務相談所開設のお知らせ

関東信越税理士会高崎支部では次のとおり無料税務相談所を開設いたします。高崎支部の税理士が税金に関する相談に応じます。どうぞご利用ください。

Table with 2 columns: 本庁舎(2階第1相談室) and 松井田庁舎(基幹集落センター1階研修室) showing dates for tax consultations.

時間▶いずれも午後1時～4時(要予約)
問合せ▶本庁税務課諸税証明係(☎内線1061)
支所住民課税務係(☎内線2161)

◎ 第18回歩く健康づくり大会参加者募集

市・いきいき松井田推進グループ・健康ネットワーク青空会では、市民の健康づくりを進めるためのウォーキング大会を開催します。今回は、「アプトの道」の旧熊ノ平駅までのコースを歩きます。陽春の近代化遺産を訪ねて、ご家族・お友達を誘い、みんなで健康づくりを進めましょう。

- 日時▶5月18日(土) 午前9時～正午
集合場所▶「碓氷峠くつろぎの郷」駐車場(松井田町坂本)
※集合地の駐車場は施設利用者用ですので、指定場所以外は利用できませんのでご注意ください。
定員▶100人(先着)
※定員になり次第締め切りとなります。
参加費▶50円(損害保険料)
※中止の場合でも返却はできません。
コース▶くつろぎの郷駐車場(アプトの道)めがね橋(旧熊ノ平駅)めがね橋(くつろぎの郷)駐車場(約6.6km・120分)を歩きます。
その他▶当日は往路(集団歩行)・復路(個別歩行)の予定
※参加者には先歩証が用意されます。
申込み▶本庁健康づくり課または支所保健福祉課でお申し込みください。
4月5日(金)から30日(火)の平日に、専用申込書(担当課などに配置)に必要事項を記入のうえ、参加費を添えてお申し込みください。
※当日申込での参加はできません。
※詳細な内容については、申込み時にお渡しします。



◎ 木造住宅の耐震診断と耐震改修補助を行います

市では、安全で安心して暮らせる震災に強いまちづくりを推進するため、個人の木造住宅を対象として、耐震診断を行います。また、診断で耐震性が劣る建物と判定された場合には、耐震改修をする工事費などの補助を行います。

◎ 耐震診断補助

- 対象となる住宅▶次の条件をすべて満たした住宅
①昭和56年5月31日以前に着工した1戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅)
②平屋建てまたは2階建て
③在来軸組工法で建築した住宅
申込みできる人▶対象となる住宅の所有者で、市税の滞納がない人
募集戸数▶20戸(受付順に選考)
診断費用▶無料
※診断者の交通費は自己負担(一律1,000円)
※診断する建物の図面がない場合は自己負担別途10,000円
申込期限▶11月29日(金)

◎ 耐震改修補助

- 対象となる住宅▶耐震診断の結果、上部構造評点(※)が1.0未満と診断された建物
※上部構造評点とは、建築物の構造の強さを示す指標の1つで、値が大きくなるほど地震に強く、1.0以上は、一応倒壊しない建物
対象工事▶上部構造評点を1.0以上に耐震改修工事
平成26年1月31日(金)までに完了するもの
申込みできる人▶市が実施する耐震診断を受けた人
補助金額▶改修工事(工事費および工事監理費)にかかると費用の2分の1以内(限度額80万円)
募集戸数▶1戸(受付順に選考)
申込期限▶5月1日(水)
11月29日(金)

申込み・問合せ▶本庁建築住宅課指導係(☎内線1257)

◎ 春の全国交通安全運動が実施されます

4月6日(土)から15日(月)の10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

- 【運動の重点】
・子どもと高齢者の交通事故防止
・自転車の安全利用の推進
・すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
・飲酒運転の根絶
・交差点事故・追突事故の防止

【スローガン】
事故のない群馬はあなたの注意から

問合せ▶本庁安全安心課交通安全防犯係(☎内線1132)

募集 老人福祉センターの愛称を募集しています

老人福祉センターの「老人」という名称から受ける印象が良くない、あるいは抵抗感があるなどの意見が寄せられましたので、老人福祉法の規定にある「老人福祉センター」という正式な名称とは別に、覚えやすく親しみやすい愛称を募集しております。愛称を付けることで、施設イメージの向上を図りたいと思っております。皆さんの応募をお待ちしております。

- 応募資格▶市民および老人福祉センターの利用者
応募期間▶4月30日まで(期限内に必需)
応募方法▶愛称名、応募者の住所、氏名、年齢、電話番号などを明記して、作品を応募してください。
○次のいずれかの方法により提出してください。
① 次のいずれかの窓口へ直接提出
・ 本庁介護高齢課高齢者対策係
・ 松井田支所保健福祉課健康介護係
・ 安中市老人福祉センター事務局
② 郵送による提出
〒379-00192
安中市安中1-23-13
安中市介護高齢課高齢者対策係 宛
FAXによる提出
送信先番号・381-0503
宛
※応募は一人1作品に限ります。
※商標登録されている名称やまじらわしい名称は採用できません。
決定方法▶解りやすさ、覚えやすさおよび親しみやすさなどを総合的に判断して愛称を決定します。



- 留意事項▶
・ 応募者の個人情報について、愛称を採用する際の連絡先以外には使用いたしません。
・ 応募された作品に関する一切の権限は安中市に帰属します。
・ 応募された作品については、一部補作する場合があります。
・ 優秀な作品の中から抽選で記念品を贈呈します。
問合せ▶本庁介護高齢課高齢者対策係(☎内線1182)

相談案内

4月1日→5月15日

<p>行政相談 本庁 4/4・18 5/2 9時～12時 支所 4/1 5/13 13時30分～16時</p> <p>無料法律相談 本庁 4/5・19 5/10 13時～16時 ※要電話予約 法制課 (☎内線1043)</p> <p>人権相談 本庁・支所 4/18 13時30分～15時30分</p> <p>家庭児童相談 電話相談・面接相談(本庁子ども課) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 子ども課 (☎382-8005)</p> <p>健康相談 (生活習慣病・アスベスト・育児・栄養相談など) 本庁 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分 支所 毎月第二金曜日 9時30分～11時30分</p> <p>妊婦生活相談(母子手帳交付) 本庁・支所 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分</p> <p>消費生活相談 消費生活センター(本庁敷地内) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)</p> <p>労働相談 本庁 4/2・16 13時30分～16時 支所 5/7 13時30分～16時 ※要電話予約 商工観光課 (☎内線3221)</p> <p>無料税務相談 本庁 4/18 5/2 13時～16時 ※要電話予約 税務課 (☎内線1061)</p>	<p>障害者相談 知的・身体障害者相談(本庁・支所) 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分 精神障害者相談(ヌアリーベ ☎380-5385) 月～土曜日(祝日を除く) 10時～18時</p> <p>青少年相談 電話相談・面接相談(支所内青少年センター) 月・火・水・金曜日(祝日を除く) 9時～14時 ※要電話予約 (☎393-4777)</p> <p>介護相談 電話相談・面接相談(本庁・支所) 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時 ※要電話予約 本庁介護高齢課 (☎内線1189) 支所保健福祉課 (☎内線2155)</p> <p>心配ごと相談 地域福祉支援センター 毎週木曜日(祝日を除く) 9時～11時30分 基幹集落センター 毎週月曜日(祝日を除く) 13時30分～16時</p> <p>青色申告記帳相談 安中市商工会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時 松井田商工会館 月～金曜日(祝日を除く) 9時～17時</p> <p>交通事故相談 安中交通安全協会 毎週火・水曜日(祝日を除く) 9時～16時 ※要電話予約 (☎382-0211)</p>
---	---

健康通信

平成25年度 安中市各種検診のお知らせ

今年度の結核検診と各種がん検診については5月末頃、対象者全員に受診票などの案内を送付する予定です。これまでがん検診を受けたことがない人も、ぜひこの機会に市の検診を受けましょう。
詳細は、本庁健康づくり課予防係(☎内線1172)までお問い合わせください。

本庁市民課 休日窓口開設日

4月7日・21日 5月5日
午前8時30分～正午
業務内容
○住民票の写しの交付
○戸籍謄本・抄本の発行
○印鑑証明書の発行
○その他市民課取扱各種証明書の発行

給水管修理当番業者 (4月1日～5月15日)

4月		5月	
1日	H・M・Q	16日	A・G・K
2日	C・I・O	17日	D・M・R
3日	F・P・W	18日	C・E・N
4日	L・S・Z	19日	H・Q・W
5日	T・U・V	20日	I・O・Z
6日	B・X・Y	21日	F・P・U
7日	G・J・K	22日	B・L・S
8日	A・D・R	23日	J・T・V
9日	E・M・N	24日	A・X・Y
10日	C・H・Q	25日	G・K・M
11日	I・O・W	26日	C・D・R
12日	F・P・Z	27日	E・N・W
13日	L・S・U	28日	H・Q・Z
14日	B・T・V	29日	I・O・U
15日	J・X・Y	30日	B・F・P

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。 【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

業者名	TEL	業者名	TEL
A 今川設備	382-9433	N (有)武美工業	382-5061
B (有)入沢電気商会	382-1609	O (有)田中工作所	385-4126
C 碓氷設備	381-2730	P (株)半田組	385-8374
D (有)内堀設備工事	393-0157	Q (有)福美商事	381-0293
E (有)金子屋商店	393-0332	R (有)松本住設	385-6278
F (有)黒須設備工業	381-1148	S (株)茂木設備	381-6616
G 群栄工業(株)	393-1012	T (有)山田タイル工業	381-0075
H 児玉工業(有)	393-3118	U (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I (有)佐藤商店	395-2323	V (株)ユタカ	385-7647
J 佐藤燃料(株)	381-1111	W オオカワラ住器	382-1987
K (有)渋谷設備	381-1262	X 反町備工	393-3420
L (有)ジーワイ燃設	382-2891	Y 第一設備工業(有)	385-8769
M (有)須藤工業	381-2322	Z (株)フェニックス	382-5262

行事カレンダー

4月1日→5月15日

日曜日	行事名	日曜日	行事名	日曜日	行事名
4月		16 火		5月	
1 月		17 水		1 水	
2 火		18 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	2 木	
3 水		19 金		3 金	
4 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	20 土	●本とあそぼう全国訪問のおはなし隊 安中図書館 10:00～11:05 ●市民の茶席 文化センター 10:00～15:00	4 土	
5 金		21 日	●本とあそぼう全国訪問のおはなし隊 松井田図書館 14:30～15:35 ●市民課休日窓口 8:30～12:00	5 日	●市民課休日窓口 8:30～12:00
6 土	●春の全国交通安全運動(～16日) ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	22 月		6 月	
7 日	●市民課休日窓口 8:30～12:00	23 火	●五月人形展 五料の茶屋本陣 (～5/19)	7 火	
8 月		24 水		8 水	
9 火	●五月人形展 五料の茶屋本陣 (～5/19)	25 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	9 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30
10 水		26 金	●第5回農業委員会総会 本庁 11:00～	10 金	
11 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	27 土	●平成25年度夏季企画展 富原文庫本会津若松城下屏風(～9/2) 学習の森	11 土	●安政遠足前夜祭 文化センター 11:00～
12 金		28 日		12 日	●碓氷関所まつり ●安政遠足待マラソン大会 武家長屋前スタート 8:00～
13 土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	29 月		13 月	
14 日		30 火		14 火	
15 月				15 水	

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

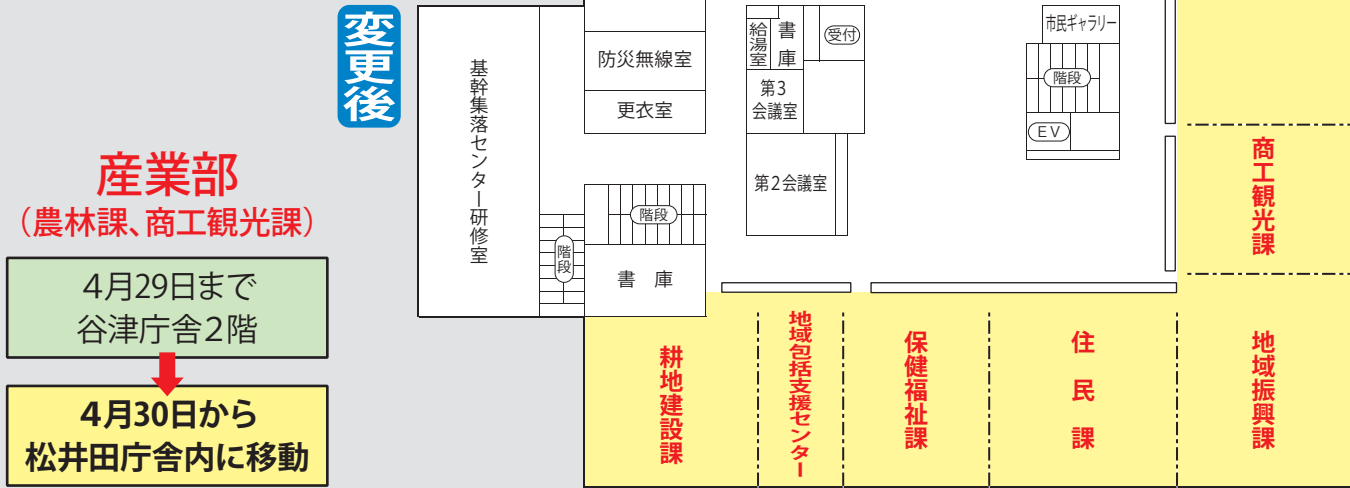
休館のご案内

恵みの湯	4/2・16 5/7	碓氷川熱帯植物園	4/2・9・16・23・30 5/7・14
峠の湯	4/9・23 5/14	スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	4/1・8※・15・22※・30 5/7・8・13
鉄道文化むら	4/2・9・16・23 5/7・14	学習の森(※はふるさと学習館のみ休館です)	4/2・9・16・23・30 5/1・7～10・14
文化センター(※は図書館のみ休館です)	4/2・9・16・23・26※・30	老人福祉センター	4/1・8・15・22・29・30
文化会館	4/1・8・15・22・30 5/7・13		5/6～9・13

松井田庁舎1階の配置変更をお知らせします



3月1日号でお知らせしたとおり、松井田庁舎1階の配置場所を図のとおり変更いたします。
また、4月27日(土)から29日(月・祝)までの間で、配置変更作業を行い、**4月30日(火)から変更後の場所で業務を行います。**



EVENT



五月人形展のお知らせ

市教育委員会では、恒例の五月人形展を次のとおり開催いたします。ご家族で是非お出かけください。

日時▶4月9日(火)～5月19日(日)
午前9時～午後5時

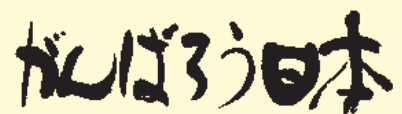
場所▶五料の茶屋本陣(松井田町五料564番地1)

観覧料▶大人210円 小人100円

休館日▶毎週月曜日(休日と重なった場合は、翌日休館)

問合せ▶学習の森(☎382-7622)

東日本大震災に関する義援金について



市では、被災者救援のため、次のとおり義援金の受け付けをしています。

受付窓口▶本庁福祉課社会福祉係(☎内線1152)・支所保健福祉課福祉子ども係(☎内線2157)

受付期間▶平成26年3月31日(月)まで(受付期間が延長されました)

義援金の取扱▶受け付けた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送金されます。

こちらをご覧ください 日本赤十字社ホームページ <http://www.jrc.or.jp/index.html>

平成25年度市税等納期限一覧表

納期限	市 税				介護保険料 (普通徴収)	後療期高齢者 (普通徴収)	国民年金保険料 ※1…1年前納 ※2…6カ月前納	
	都市計画税 固定資産税	軽自動車税	(普通徴収) 市県民税	(普通徴収) 国民健康保険税				
4月30日(火)							※1…25年4月分~26年3月分 ※2…25年4月分~25年9月分	
5月31日(金)	1期	全期					25年4月分	
7月1日(月)			1期				25年5月分	
7月31日(水)	2期			1期	1期	1期	25年6月分	
9月2日(月)			2期	2期	2期	2期	25年7月分	
9月30日(月)	3期			3期	3期	3期	25年8月分	
10月31日(木)							※2…25年10月分~26年3月分	
10月31日(木)			3期	4期	4期	4期	25年9月分	
12月2日(月)	4期			5期	5期	5期	25年10月分	
12月25日(水)			4期	6期	6期	6期		
平成26年	1月6日(月)						25年11月分	
	1月31日(金)				7期	7期	7期	25年12月分
	2月28日(金)				8期	8期	8期	26年1月分
	3月31日(月)						26年2月分	
	4月30日(水)						26年3月分	

※口座振替の人は、預金残高の確認をお願いします

◎納期限内に必ず納付されますようお願いいたします。

◎市税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、次の場所で納めることができます。
市役所本庁、松井田支所、群馬銀行、東和銀行、しののめ信用金庫、群馬県信用組合、中央労働金庫、碓氷安中農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行・郵便局（関東地方および山梨県所在で納期限内に限る）

※市税のみ主なコンビニエンスストア（バーコード付納付書のみ）も可

◎国民年金保険料は、全国の主な金融機関とコンビニエンスストア（一部店舗を除く）で納めることができます。そのほか、クレジットカードでもお支払いができます。

◎次のようなときは国民健康保険に関する届出をお願いします。

- ・国民健康保険に加入していた人が勤め先の健康保険に加入したとき
- ・退職などにより勤め先の健康保険をやめたとき
- ・家族が転居や転出をしたとき

◎不明な点がありましたら、お気軽に下記までご相談ください。

安中市役所 ☎ 3 8 2 - 1 1 1 1

本 庁

支 所

市県民税	…………	税務課市民税係（☎内線 1064）	住民課税務保険係（☎内線 2161）
固定資産税	…………	税務課固定資産税係（☎内線 1067）	住民課税務保険係（☎内線 2161）
都市計画税	…………	税務課固定資産税係（☎内線 1064）	住民課税務保険係（☎内線 2161）
軽自動車税	…………	税務課諸税証明係（☎内線 1063）	住民課税務保険係（☎内線 2161）
国民健康保険税	…………	税務課諸税証明係（☎内線 1062）	住民課税務保険係（☎内線 2121）
納税について	…………	収納課（☎内線 1081）	住民課税務保険係（☎内線 2161）
国民年金保険料	…………	国保年金課医療年金係（☎内線 1117）	住民課税務保険係（☎内線 2122）
介護保険料	…………	介護高齢課介護保険係（☎内線 1187）	保健福祉課健康介護係（☎内線 2151）
後期高齢者医療保険料	…………	国保年金課医療年金係（☎内線 1119）	住民課税務保険係（☎内線 2121）